三　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の運営及び保守に関すること。

四　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備に関する設計基準の設定に関すること。

五　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の使用に係る保安に関すること。

六　開発建設部の行政情報システムの整備及び管理に関すること。

第六十四条第六号中「社会資本整備事業特別会計の業務勘定に属する」を「開発建設部所属の」に改める。

第六十四条の二第二号中「社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に属する」を「開発建設部所属の」に改める。

第六十五条の二に次の一号を加える。

四十　不動産特定共同事業の許可、特例事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項に規定する特例事業をいう。以下同じ。）の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者（同法同条第七項に規定する特例事業者をいう。以下同じ。）の監督に関すること。

第六十八条の二第四号中「社会資本整備事業特別会計の業務勘定に属する」を「開発建設部所属の」に改める。

第八十二条の二を削る。

第八十八条第七号を次のように改める。

七　自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

第八十八条第八号中「自動車安全特別会計」の下に「の保障勘定、自動車検査登録勘定及び自動車事故対策勘定」を加える。

第九十四条の表中北部ダム事務所の項を削り、同表北部ダム統合管理事務所の項を次のように改める。

北部ダム統合管理事務所	名護市	沖縄北部ダム群（福地川ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダム、漢那ダム、羽地大川ダム及び大保ダム）及び億首川金武ダムに係る河川	ダムの操作その他の管理の調整に関すること。
		福地川ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダム、漢那ダム、羽地大川ダム及び大保ダム	ダムの維持及び管理に関すること。
		福地川ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダム、漢那ダム、羽地大川ダム及び大保ダム及び億首川金武ダムに係る河川	河川の管理に関すること。
		沖縄県の全区域	河川総合開発事業の調査に関すること。
		中頭東部地すべり対策事業に係る区域	地すべり防止に関する調査に関すること。

第九十四条第二項中「、北部ダム事務所」を削る。

附則第十二条を附則第十三条とし、附則第九条から附則第十一条までを一条ずつ繰り下げ、附則第八条の次に次の一条を加える。

（農林水産部経営課の所掌事務の特例）

第九条　農林水産部経営課は、第三十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等の管理及び処分に関する事務をつかさどる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第六章の規定及び特定個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十五年政令第三百一号）を実施するため、特定個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

特定個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十六年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十七号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年一月二十六日政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「関東管区警察局総務部長」を削除する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第四十一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十四号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十一条第二項の規定に基づき、保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

法務大臣　谷垣　禎一

保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令

保護司実費弁償金支給規則（昭和二十九年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七千三百十円」を「七千五百二十円」に改める。

第三条中「三千二百八十円」を「三千三百七十円」に改める。

第四条ただし書を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。